

岩手県告示第783号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり行う。

平成24年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学説試験	平成25年2月5日(火)午前9時から	盛岡市内丸11番1号 盛岡地区合同庁舎
実地試験	平成25年2月6日(水)午前9時から	盛岡市内丸19番1号 岩手医科大学医療専門学校

2 受験手続 受験願書を平成25年1月4日(金)から同月15日(火)までに岩手県保健福祉部医療推進課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部医療推進課に問い合わせること。